



令和6年度

# ヒトパピローマウイルスワクチン接種のお知らせ(子宮頸がん予防)

No.161

ヒトパピローマウイルスワクチン定期接種につきましては、厚生労働省の勧告に基づき、平成25年6月14日から積極的な勧奨を差し控えていましたが、令和3年11月26日の厚生労働省の通知により、積極的な勧奨が再開されました。

## 対象者

小学校6年生～高校1年生相当の女子(標準的な接種年齢:中学校1年生の女子)

## ヒトパピローマウイルス感染症とは

ヒトパピローマウイルス(HPV)は、人にとって特殊なウイルスではなく、多くの人が感染し、そしてその一部が子宮頸がん等を発症します。100種類以上の遺伝子型があるHPVの中で、子宮頸がんの約50%～70%は、HPV16、18型感染が原因とされています。HPVに感染しても、多くの場合ウイルスは自然に検出されなくなりますが、一部が数年～十数年かけて前がん病変の状態を経て子宮頸がんを発症します。

## ワクチン接種の効果

HPVワクチンは、子宮頸がん患者から最も多く検出されるHPV16、18型に対する抗原を含んでいる2価ワクチン(サーバリックス)と尖圭コンジローマや再発性呼吸器乳頭腫症の原因ともなるHPV6、11型も加えられた4価ワクチン(ガーダシル)及びHPV6、11、16、18型にHPV31、33、45、52、58型も加えられた9価ワクチン(シルガード9)があります。HPV感染及び前がん病変の予防効果に関して、各ワクチンとも高い有効性が示されています。

### 接種期間

年間を通じて受けることができます。

### 接種回数

合計2回又は3回 【接種費用】 無 料

※同封の予診票が無料券を兼ねています。接種を受けるまで大切に保管してください。

※予診票は3枚お送りしていますが、15歳になるまでに9価ワクチンを接種し、5か月以上の間隔をあけて接種をする場合は、予診票が1枚不要となりますので、廃棄処分してください。詳しくは②ページの接種スケジュールを御覧ください。

### 受け方

希望する医療機関へ電話をして、接種日時を予約してください。

接種する際は、必ず同封の予診票(無料券)を持参してください。

### 接種場所

高松市予防接種実施協力医療機関(⑤ページの実施医療機関一覧表を御覧ください。)

香川県広域予防接種協力医療機関(高松市外の香川県内の医療機関で接種を御希望の場合は接種希望の医療機関《一部実施できない医療機関もあります》又は高松市感染症対策課にお問い合わせください。)

### 持参するもの

○予診票

○母子健康手帳(接種歴を確認するとともに、予防接種を受けたことを記録します。)

## お問い合わせ先

高松市保健所 感染症対策課 高松市桜町一丁目10番27号 TEL(087)839-2870 FAX(087)813-0221

## ワクチンの種類

定期接種で使用されているHPVワクチンは9価ワクチン（シルガード9）、4価ワクチン（ガーダシル）、2価ワクチン（サーバリックス）の3種類があります。2価ワクチンと4価ワクチンとの間の交互相種については、互換性に関する安全性、免疫原性、有効性のデータはないことから、3回の接種を同一のワクチンで接種してください。9価ワクチンと2価ワクチン及び9価ワクチンと4価ワクチンとの交互相種については、医師と相談の上で認められていますが、有効性についてのデータがないため、原則同一のワクチンで接種を完了することをお勧めします。

## 接種スケジュール

※ワクチンの種類や接種開始年齢によって、接種間隔が異なりますので御注意ください。

### 9価ワクチン（シルガード9）を接種する場合

#### (1) 1回目の接種を15歳になるまでに受ける場合

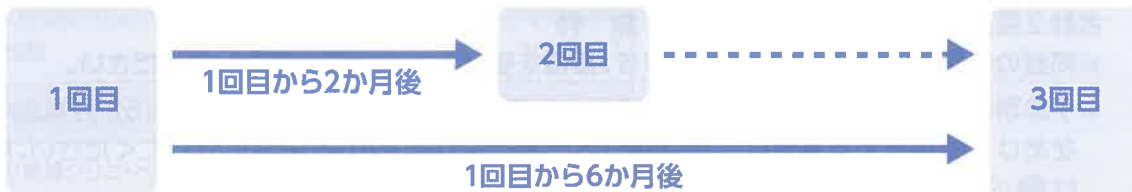
**標準的な接種期間** 1回目接種から6か月後の計2回



ただし、標準的な接種期間をとることができない場合は、5か月以上の間隔をあけて接種することができます。  
※5か月未満である場合、3回目の接種が必要になります。

#### (2) 1回目の接種を15歳になってから受ける場合

**標準的な接種期間** 1回目接種から2か月後、1回目接種から6か月後の計3回



ただし、標準的な接種期間をとることができない場合は、2回目の接種は1回目の接種から1か月以上、3回目の接種は2回目の接種から3か月以上の間隔をあけて接種することができます。

### 4価ワクチン（ガーダシル）を接種する場合

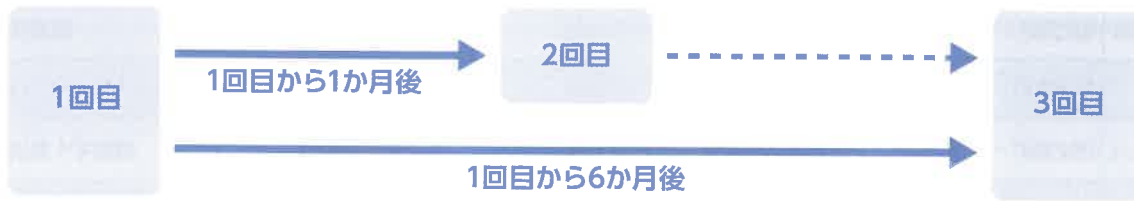
**標準的な接種期間** 1回目接種から2か月後、1回目接種から6か月後の計3回



ただし、標準的な接種期間をとることができない場合は、2回目の接種は1回目の接種から1か月以上、3回目の接種は2回目の接種から3か月以上の間隔をあけて接種することができます。

## 2価ワクチン（サーバリックス）を接種する場合

**標準的な接種期間** 1回目接種から1か月後、1回目接種から6か月後の計3回



ただし、標準的な接種期間をとることができない場合は、2回目の接種は1回目の接種から1か月以上、3回目の接種は1回目の接種から5か月以上かつ2回目の接種から2か月半以上の間隔をあけて接種することができます。

### ※接種間隔の数え方の注意点

接種間隔の1か月は、翌月の同日です。

半月は、月によって異なります。2か月後が31日の月は16日後、29日・30日の月は15日後、28日の月は14日後となります。

1日でも短い場合は公費（無料）の対象外となりますので、接種間隔には十分注意してください。

また、「〇か月後」と「〇か月以上」は異なりますので、御注意ください。

## 副反応

主な副反応については、発熱や接種した部位の痛みや腫れ、注射による痛み、恐怖、興奮などをきっかけとした失神などが挙げられます。また、稀に重い症状としてアナフィラキシー、ギラン・バレー症候群、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、複合性局所疼痛症候群（CRPS）が報告されています。

## 他の予防接種との間隔

令和2年10月1日より、異なるワクチンにおける接種間隔の規定が改定され、HPVワクチンと異なるワクチンを接種する際の間隔の制限がなくなりました。

ただし、前後に新型コロナワクチン接種を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおいてください。また、HPVワクチンと新型コロナワクチン接種を同時に行わないでください。

予防接種だけで、全ての発がん性HPVによる病変が防げるわけではありません。早期発見するために、将来的には子宮頸がん検診の受診が大切です。感染から子宮頸がんを発症するまで、長い時間がかかるため、定期的に子宮頸がん検診を受けることで、病変を早く見つけ、治療することができます。

## 子宮頸がんとHPVワクチンについて

※HPVワクチンについて詳しく知りたい方は、リーフレット、相談先一覧、HPVワクチンに関するQ&A等が掲載されているこちらをご覧ください。

厚生労働省 子宮頸がん

検索

又は



# 予防接種を受ける前に(注意事項)

## 1 一般的注意

- ① このお知らせをよく読んで、理解した上で受けましょう。わからない点は医師に質問してください。
- ② 体調が悪ければ延期し、体調の良いときに受けるようにしましょう。
- ③ 予防接種を受けるお子様の当日の状態をよく観察し、予診票に責任を持って記入をお願いします。
- ④ 予防接種を受けるお子様の日頃の状態をよく知っている方(保護者)が連れて行くようにしてください。
- ⑤ 体温は、接種直前に医療機関で測ってください。明らかに熱のある人(37.5℃以上)は、接種を受けられません。
- ⑥ 予診(予診票と診察)の結果、接種が受けられるなら、医師の説明をよく聞いて、最後に保護者の欄の“同意します”にマルをし、接種に連れて行っている人の氏名を記入して、接種を受けてください。
- ⑦ 接種後は、30分位医療機関内又はすぐに連絡のとれる範囲で観察してください。  
なお、ワクチン接種後に失神(血管迷走神経反射)があらわれることがあるので、失神による転倒等を防止するため、注射後の移動の際には、保護者又は医療従事者が腕を持つなどして付き添うようにし、接種後30分程度は体重を預けられるような場所で座するなどした上で、なるべく立ち上がらないようにしてください。
- ⑧ 入浴は差しつかえありませんが、接種部位をこすったり、激しい運動や特に疲れるようなことはやめましょう。
- ⑨ 接種後1週間は、副反応の出現に注意しましょう。

## 2 予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱(通常37.5℃以上をいいます。)している人
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③ その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな人  
(「アナフィラキシー」とは、通常接種後約30分以内に起きる強いアレルギー反応で、発汗、顔が急に腫れる、全身にじんましんが出る、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、ショック状態になるような激しい全身反応のことです。)
- ④ 上の①～③に当てはまらなくても、医師が接種不適当と判断した人

## 3 予防接種を受ける前に、医師とよく相談しなければならない人

- ① 血小板が少ない方や出血しやすい人
- ② 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患がある人
- ③ 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱があった人
- ④ 過去にけいれん(ひきつけ)をおこしたことがある人
- ⑤ 過去に免疫不全の診断がなされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ⑥ 妊婦あるいは妊娠している可能性がある人(3回の接種期間中含む)

## 副反応が起こった場合

予防接種のあと、まれに副反応の起こることがあります。また、予防接種と同時に、ほかの感染症がたまたま重なって発症することがあります。

予防接種を受けたあと、注射部位のひどい腫れ・高熱・ひきつけなどの症状があったら、必ず接種を受けた医師に相談し、特に症状の強いときは、医師の診察を受けてください。

## 健康被害救済制度について

定期接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害が残るなどの健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると認められた場合は、予防接種法に基づく給付を受けることができます。